

健康推進課

担当：健診・予防チーム 竹之内
(0562-54-1300)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 施設利用料金等の還付を行います

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、公共施設での開催等を中止する場合に、施設利用料金や使用料の還付を行います。

1 還付の対象期間

2月26日(水)から3月15日(日)までの利用分
なお、今後の状況に応じて期間については、延長することがあります。

2 対象施設(20施設)

つつじが丘コミュニティセンター、佐布里ダム記念館、旭桃記念館、市民活動センター、各まちづくりセンター(5施設)、こども未来館、青少年会館、知多斎場、知多運動公園、ベティさんの家旭公園、七曲公園、佐布里緑と花のふれあい公園、勤労文化会館、歴史民俗博物館、中部公民館、メディアス体育館ちた

3 施設利用料金の取り扱い

納付済みの利用料金等を全額還付します。

4 その他

イベント等の開催について一律に自粛を要請するものではありません。